

当会の会員全員がボランティア活動保険に加入しています。

(社) 全国社会福祉協議会が団体契約者で、引受損害保険会社は損害保険ジャパン株式会社です。

1. 保険料 1名あたり350円 (会費からまとめて4月に支払い済)
2. 保険期間 翌年の3月31日まで
3. 被保険者 (ケガの補償) ボランティア個人
(賠償責任の補償) ボランティア個人、NPO 法人
4. 対象となるボランティア活動
日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で社会福祉協議会に届け出て登録された団体のボランティア活動。
5. 対象とならないボランティア活動
 - (1) 自発的な意思による活動とは考え難いもの
 - (2) 自治会、PTA、町内会、老人クラブが行う組織運営や親睦のための活動
 - (3) 有償のボランティア活動 (交通費、昼食代、等の実費支給は無償とみなす)
 - (4) 自宅で行う活動
6. 補償内容
ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負わされた場合に保険金を支払う。
地震、津波、噴火など天災による補償は含まない。
7. 保険金額
死亡保険金 (1,040 万円)、入院保険金 (6,500 円/日)、通院保険金 (4,000 円/日)、他賠償責任保険金 (最大5億円)
8. 保険金支払い事例
ボランティア活動中転んでケガをして通院した。活動中、熱中症になり通院した。
自転車でボランティア活動に行く途中、誤って他人にケガをさせた。
9. 補償での注意点
ボランティア活動中の熱中症、食中毒、特定感染症(新型コロナウイルスも含む)の補償。
自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象、対人・対物事故は対象外。
10. 事故時の連絡
理事長、保険担当理事まで以下を連絡し、理事長、保険担当理事が社会福祉協議会に届け出る。
 - (1) 障害事故 事故者氏名、事故発生日時・場所、事故の原因・状況、ケガの程度、病院名
 - (2) 賠償事故 相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度

参考) 損保ジャパンのレクリエーション保険

レクリエーション参加中 (集合～解散) のケガを補償。レクリエーション参加者全員が対象。

保険料: 1日1名50円 (20名以上のグループ)

死亡保険金 (893 万円)、入院保険金 (6,000 円/日)、通院保険金 (2,500 円/日)、他

レクリエーション参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に、保険金を支払う。

事故が起こったら

ただちに、加入申込手続きを行った社会福祉協議会に、次の事項をご連絡ください。

- ①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ②事故発生の日時、場所 ③事故の原因、状況
④ケガの程度、病院名（傷害事故） ⑤相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度（賠償事故）

※事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
※賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
※大規模災害特例によりWEBで加入した場合は、活動先の社会福祉協議会またはボランティアセンターにご連絡ください。

ボランティア活動前後にチェックしてみましょう。

すべてに☑が入ることをめざしましょう。

【活動に行く前のチェック】

- 活動内容、活動場所の詳細を確認した。 自宅から活動場所までの所要時間を確認した。
 自分でできること、できないことの分析はしてある。 体調は万全（普段通り）だ。

【持ち物・服装のチェック】

（用意しましょう。）

- 運動靴 軍手 帽子 タオル ハンカチ ティッシュペーパー 雨具
 着替え 筆記用具 水筒（飲み物） 救急セット 本人確認書類 携帯電話

（必要に応じて用意しましょう。）

- 懐中電灯 携帯ラジオ ヘルメット 鉄製のインソール マスク

【活動開始前・活動中の注意】

- 責任者からの注意事項の説明を受けた。 緊急時の避難場所、避難ルートを確認した。
 段差や障害物になり得るものの場所を確認した。 休憩時間を確認した。（適宜取得可能が望ましい。）
 準備運動をした。

【活動後】

- 後片付けをした。
 活動を通じてヒヤリとしたこと、ハットしたことのメモをとった。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社及び引受割合につきましては、取扱代理店にご確認ください。

お問い合わせは

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667

FAX 03-3581-4763

受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

団体契約者

 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル

TEL 03-3581-7820

受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

（引受幹事保険会社）

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

（共同引受保険会社）

東京海上日動火災保険株式会社